

青森県報

号外第八十七号

平成二十五年
十二月十八日
(水曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則	……………	(人 事 課)	… 一
青森県公文書センター規則	……………	(総務学事課)	… 二
青森県財務規則の一部を改正する規則	……………	(財務指導課)	… 二
訓 令			
青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(総務学事課)	… 三
告 示			
文書記号の一部改正	……………	(総務学事課)	… 三
会計管理者の事務の一部委任の一部改正	……………	(財務指導課)	… 三
議 会			
青森県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令	……………	(総 務 課)	… 三
教育委員会			
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(職員福利課)	… 四
公営企業			
青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程	……………	(整備企画課)	… 四
青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程	……………	(病院 経営企画室)	… 四

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二目 消防学校(第四十四条 第四十七条)」を

「第二目 公文書センター(第四十四条・第四十五条) に改める。

第三目 消防学校(第四十六条・第四十七条)」

第十一条の総務学事課の項の第一号中「、発送及び文書の保存」を「及び発送」に改め、同項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十五 公文書センターに関すること。

第十一条の総務学事課の項中第二十三号を第二十四号とし、第二号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等の総括に関すること。

第二十八条第四項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書センター

第四十六条及び第四十七条を削り、第三章第二節第一款の二第二目中第四十五条を第四十七条とし、第四十四条を第四十六条とし、同目を同款第三目とする。

第三章第二節第一款の二第一目の次に次の一目を加える。

第二目 公文書センター

(所掌事務)

第四十四条 公文書センターは、次の事務を所掌する。

- 一 移管された歴史公文書を保存し、及び一般の利用に供すること。
 - 二 公文書センターに寄贈され、又は寄託された歴史公文書を保存し、及び一般の利用に供すること。
 - 三 歴史公文書の保存及び利用に関する情報の提供、助言、調査研究等を行うこと。
(名称及び位置)
- 第四十五条 公文書センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県公文書センター	青森市

別表第三青森県東京事務所の項の次に次のように加える。

青森県公文書センター	所長
------------	----

附 則

この規則は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

青森県公文書センター規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県公文書センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県公文書センター（以下「センター」という。）の管理に
関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 センターの使用時間は、月曜日から金曜日まで（青森県の休日に関する条例
（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）の
午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項
の使用時間を変更することができる。

(使用の制限等)

第三条 所長は、センターの施設を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各
号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、又はその使
用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備、歴史公文書等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれら
のおそれがあるとき。
- 三 この規則に違反したとき。

2 所長は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認める
ときは、センターの使用を制限することができる。

(原状回復等)

第四条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備、歴史公文書等
を毀損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代
価をもって弁償しなければならない。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定
める。

附 則

この規則は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正す
る。

第三十九条第三項第九号中「県政情報センター」の下に「及び公文書センター」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関から移管された歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関」を「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号。以下「組織規則」という。）（第二十八条第四項第二号に規定する公文書センター）」に改め、同条第四号中「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号。以下「組織規則」という。）」を「組織規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

告

示

青森県告示第八百六十九号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から施行する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

2の表青森県東京事務所の項の次に次のように加える。

青森県公文書センター

青森県

青森県告示第八百七十号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一十号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から施行する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

分任出納員の項の表中「の行政資料の写し」を「及び青森県公文書センターの行政資料の写し」に改める。

議

会

青森県議会訓令第四号

議会議務局職員一般

青森県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十八日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二条第一号に規定する実施機関から移管された歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関」を「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第二号に規定する公文書センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十八日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関から移管された歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関」を「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第二号に規定する公文書センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程（平成二十五年九月青森県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関から移管された歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関」を「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第二号に規定する公文書センター」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年十二月十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程

青森県病院事業文書規程（平成二十五年九月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項中「情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関から移管された歴史公文書の保存に関する事務を分掌する機関」を「青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第二十八条第四項第二号に規定する公文書センター」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭